

2022年11月21日

総務大臣  
寺田 稔 様

全日本自治団体労働組合  
中央執行委員長 川 本 淳

## 2023年度政府予算編成に関する要請書

日ごろより市民生活の向上にむけ、ご尽力いただいている貴職に敬意を表します。

この間、地方自治体は厳しい人員体制や財政状況に置かれながらも、超高齢化に対応し得る社会保障の構築、少子化における子育て支援策の充実、人口減少対策、環境政策の充実、農林水産業の振興、地域公共交通の確保など、複雑化また増大する行政需要に対応してきました。また、東日本大震災をはじめ、今も各地で頻発している風水害への対応など、新たな防災・減災対策に加え、新型コロナウイルスによる被害と混乱に立ち向かわなければなりません。

こうしたなか、地方一般財源総額について「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2021」は、2024年度まで2021年度地方財政計画を下回らないよう、その水準を確保するとしており、貴職の2023年度概算要求におきましても、一般財源の総額確保および交付税率の引き上げが事項要求されています。

地方財政をめぐっては、国の基礎的財政収支黒字化にむけた動向、国際情勢に起因する物価高、あるいはコロナ禍による継続的な経済への影響など、その予見性を損なう要因も数多くあることから市民生活の維持と地域経済の再生に資する2023年度予算編成にむけ、引き続き、以下の通り要請します。

（◎が重点課題）

### 記

#### 1. 地方の意見の十分な聴取と反映

- （1） 地方税財政に関する法改正や地方財政計画の策定、地方交付税のあり方など、地方自治体における財政需要や地方税制に対する要望について、広範な地方の意見を十分に聴取し、財源保障に反映させること。
- （2） 現行の「国と地方の協議の場」については、国と地方のパートナーシップを強化する立場から、分科会等の設置なども含め、地方からの要望に基づき適宜協議を行

い、より実質的な政策策定の場合となるよう強化すること。

## 2. 地方財政の充実

- (1) 社会保障分野の人材確保と処遇改善、近年頻発する風水害等も含めた災害対策と被災地復興、デジタル化、人口減少対策、環境対策、農林水産業振興、地域交通対策など、増大する地域の財政需要を的確に地方財政計画に反映させるため、地方一般財源総額の維持にとどまらず、より積極的な確保を行うこと。また、「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円については、地方自治体の財政運営に必要な財源となっていることから、国による政策誘導的な手法として用いることなく、一般行政経費として恒久化をはかること。(◎)
- (2) とりわけ、子ども・子育て支援新制度、高等教育の無償化、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、児童虐待防止、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と担い手確保のため、社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。また、社会保障の自然増に対応する部分や地方単独事業を的確に地方財政計画に計上すること。
- (3) 地方創生臨時交付金など、新型コロナウイルス感染症対策としての財源については感染状況に応じて必要な額を確保すること。また、保健所および地方衛生研究所など公衆衛生部門の機能強化に資する財源を確保すること。とりわけ保健所については、感染症対応業務に従事する保健師にとどまらず、保健所全体の体制強化にむけた財政措置を行うこと。(◎)
- (4) 新型コロナウイルスのワクチン接種、またワクチン接種証明の発行など、デジタル化も含めて引き続き自治体における対応が求められることから、関係する省庁と十分連携し、人的・財政的な保障を行うこと。
- (5) 地方交付税については、財源保障機能と財政調整機能を適切に発揮するとともに、原資の確保は臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、交付税率の引き上げにより財源を確保すること。
- (6) 情報システムの標準化は国策として行われることから、それに要する費用については全額を国費により負担すること。また、標準化システムへの移行にともない新たなシステムの構築が避けられない場合は、住民サービスの低下を招かないよう、十分な財政支援を行うこと。
- (7) マイナンバーカードの交付率を地方交付税の算定方法に反映させないこと。(◎)
- (8) 自治体庁舎や病院をはじめとする公共施設は、住民の生命・財産を守る拠点となることから、耐震化を含めたメンテナンスや緊急防災・減災事業について、引き続き十分な財源措置を継続すること。
- (9) 市町村合併にかかる普通交付税の算定特例の段階的終了を踏まえ、密度補正の見直しや標準団体の見直しなどを通じて、合併自治体に必要な財源保障を行うこと。

- (10) 三位一体改革で行われた小規模自治体に対する交付税減額措置については、2010年度予算において一部復元されているものの、引き続き、その完全復元をはかること。

### 3. 地方分権に対応した税財政制度の抜本改革

- (1) 税制改革については、所得税の累進性の強化、相続税の基礎控除引き下げ、金融資産課税の総合課税化など、所得再分配機能の強化にむけて改革すること。また、消費税率引き上げ後の低所得者対策として、給付付き税額控除を検討するなど、逆進性への対策を講じること。
- (2) より自律的な地方財政の確立にむけて、地方偏在性の小さい所得税・消費税について国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。
- (3) 各種税制の廃止・減税、新税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。
- (4) 「ふるさと納税」については、①「居住地課税」という課税原則（居住地・所在地における受益と負担）にそぐわないものであること、②地域の特産物の適正価格破壊と地場産業の自治体依存という歪みを生み出すこと、③一過性の予算増加・減少など税収の不安定さが住民サービスの低下をもたらす危険性があることなど、問題が多いことから、廃止すること。
- (5) 「森林環境譲与税」の譲与基準については、地方自治体との協議を進め、林業需要の高い自治体への譲与額を増加させる方向で見直しすること。また、個人への森林環境税課税がはじまる2024年を前に、地方自治体に混乱を招くような制度変更は行わないよう留意すること。

### 4. 地方公務員の総人件費の確保

- (1) 対人サービスとしての社会保障、また新型コロナウイルスや自然災害など有事の際の対応など、増大する地方自治体の財政需要を踏まえ、必要な人員を配置できるよう地方公務員の総人件費を十分に確保すること。あわせて、地方自治体における障害者雇用推進策と合理的配慮のための財源を確保すること。（◎）
- (2) トップランナー方式の導入が結果的に民間委託・人件費削減へと自治体政策を誘導し、技能労務職員の削減にも作用してきたこと、災害等に際して技能労務職員の必要性が再評価されていること、賃上げを促進する機運が官民労使問わず醸成されつつあること等を踏まえ、基準財政需要額の算定に当たり人件費を充実するよう改めること。（◎）
- (3) 会計年度任用職員制度に基づく職員の処遇改善のため、引き続き所要額の調査を行うなどし、財源の確保に努めること。（◎）

- (4) 技能労務職員と企業職員の給与について、憲法・法律で保障された労使交渉で決定する権利を尊重し、国として不当な関与を行わないこと。また、民間給与との単純比較に基づく給与抑制にむけた助言を行わないこと。

## 5. 東日本大震災等大規模災害からの復旧・復興と対策の拡充

- (1) 被災地が引き続き安心して復興に集中できる環境をつくるため、復興交付金に相当する財源および震災復興特別交付税を確保し、被災地自治体の財政負担は可能な限り縮小すること。とくに被災から一定の年月が経過したことを踏まえ、復興住宅、防潮堤、県道などの維持管理にかかる費用についても財政的な支援を検討すること。あわせて、復興事業により整備された公共施設の用途制限を緩和すること。
- (2) 東京電力福島第一原発事故による避難指示区域が解除された自治体では、雇用を取り巻く環境と医療・教育・住宅などの生活インフラの改善が十分に進んでいないこと、依然放射線への不安が解消されていないこと、産業においては農業の復興が立ち遅れていることなど課題が多いことから、医療費や介護保険料の減免措置も含め、引き続き、当該自治体および住民の実情に即した各種支援を講ずること。とくに住民のメンタル面でのサポートに留意すること。
- (3) 中長期にわたる復興を支える観点から、被災自治体が安心して正規職員を採用できるよう、財政措置を講ずること。なお、被災自治体への人的支援も引き続き必要なことから、政府の責任で全国的な支援体制を確立し、被災自治体からの要請人員数を充足させること。また、支援を行った自治体に対する十分な財政支援を行うこと。
- (4) 職員の健康サポート体制は引き続き重要であることから、メンタルヘルス対策の充実をはじめとした事業について十分な財政措置を行うこと。
- (5) 存続された復興庁については、復興施策の企画立案や、被災地の要望にワンストップで対応する総合調整機能を維持するとともに、福島再生加速化交付金など含め必要な復興事業費が確保されるよう特段の配慮を行うこと。

## 6. 社会保障政策の拡充

- (1) 高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉、公的扶助、地域保健、地域医療などの社会保障の充実をむけ、関係予算にかかる財源を確保すること。また、地方自治体の果たす役割・機能の強化、給付の改善や職員の配置・処遇改善にむけた予算の確保を行うこと。
- (2) 子育て支援の充実、教育・保育の質の向上等に必要な予算の確保、とりわけ保育士・放課後児童支援員の処遇改善にむけた予算の確保を行うこと。
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業について、サービス水準の低下や市区町村格差を招かないよう財政措置を講ずること。

- (4) 生活保護・生活困窮者自立支援制度を充実させ、児童虐待防止と自立支援を強化するため、児童相談所を含めた自治体等の実施体制や相談体制などの充実・機能強化が必要なことから、地方交付税の充実をはかること。
- (5) 2012年「地域保健対策検討会」報告に基づき、地方衛生研究所への地域感染症情報センターの併設などを進め、地方衛生研究所を支える疫学専門家等の人材のさらなる育成・確保による地方衛生研究所の充実・強化をはかること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症に対応する公立医療機関において、医療従事者の人件費等に活用できるよう、「地方創生臨時交付金」など、十分な財源を確保すること。
- (7) 医療法改正に伴う「新たな病床再編支援」が、病床削減や病院統合への不必要な誘導とならないようにすること。また、医療行為のタスク・シフト／シェアを円滑に進めるための人員確保と必要な研修体制を整備するための財源を確保すること。
- (8) 持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化プラン策定にあたっては、自治体、地域住民の意向を尊重し、地域の医療を維持できるものとする。また、再編・ネットワーク化、経営形態見直し等においては、採算性を優先せず、新型コロナウイルスも含めた感染症対策や災害など不採算医療、政策医療の安定的な提供を重視すること。(◎)
- (9) 地域医療構想を踏まえた継続的な医療の拡充のため、病院事業にかかる地方交付税の充実をはかること。同時に、公立・公的病院が主導的に担っている、不採算・高度専門・救急・小児周産期・精神科救急等の医療と、それを担う医師・看護師をはじめとする医療従事者の確保や処遇改善等における所要額の確保、充実をはかること。
- (10) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取り組みに対して必要な財源を確保すること。
- (11) 地域医療の確保のため、医療過疎地や不採算地区病院など経営が厳しい病院に対する財政支援の充実をはかること。
- (12) とりわけ、地域医療の確保においては、地域の実情や意向が最大限尊重されるよう特段の配慮をするとともに、関係する省庁とも連携をはかること。
- (13) 大規模災害で被災した公立医療機関においては、高度専門医療および不採算医療など、被災前に担っていた病院機能の回復と存続のため、支援を行うこと。
- (14) 自治体において、精神科病院退院後支援に重要な役割を担うPSW（精神保健福祉士）等の確保と支援体制が十分に整備・確保できるよう、体制整備に関する財源について地方交付税措置を充実すること。
- (15) 地方の自治体病院では薬剤師の確保が困難な状況にある。自治体病院の薬剤師の確保と定着のために、医師と同様の6年制課程修了薬剤師の専門性を適正に評価し、処遇改善（薬剤師俸給表の新設・初任給調整手当など）にむけた対策を講じること。
- (16) デジタル手続法の医療における電子証明書の利用拡大について、インフラ整備な

ど必要な財源を確保すること。

- (17) 2018年度の制度改革（都道府県単位化）以降の対応として、引き続き都道府県と市町村の役割分担・機能強化について自治体当事者とも十分に議論し、加入者の利便性を損ねることなく、円滑な制度の移行をはかるための財源措置を行うこと。

## 7. 環境政策の推進

- (1) 脱炭素社会の実現と将来の雇用創出をはかるため、地域の環境条件を活かした太陽光や風力、バイオマスなどの新エネルギーや燃料電池など再生可能エネルギーの普及にかかる財政支援措置を拡充すること。また、自治体の環境行政の推進と公共施設等の脱炭素化のための予算措置の確保を行うこと。
- (2) 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたが、多くの自治体では運用がされていないことから、サーキュラー・エコノミーへの移行の推進にむけて財政措置を講ずること。
- (3) 少子・超高齢化社会の進行に伴い、安否確認等とあわせた高齢者のごみ出しの支援、条例の制定によるごみ屋敷等への対応などの需要が増えてきていることから、各自治体がこうした事業を円滑に行えるよう財源を拡充すること。
- (4) 廃棄物処理法改正によるごみの不法投棄対策と罰則規程強化の実効性を確保するため、自治体における不法投棄監視要員の確保などの財源を拡充すること。

## 8. 公共交通の改善および拡充にむけて

- (1) 「新型コロナウイルス感染症に係る公営企業の特別減収対策企業債」制度については、延長とともに、償還利子への一般会計繰り出し額の増とそれに対する特別交付税の増額、償還年限の延長など、制度の拡充をはかること。
- (2) 地方自治体が生活交通を確保し、既存のバスや鉄道を十分に活用しながら、地域により異なる公共交通への財政需要に対応する「クロスセクター効果」を発揮できるよう、現行の財政措置水準の維持・改善をはかること。また、地域協議会の設置を促進するため、国土交通省と連携し、地方自治体への財政支援を含む所要の措置を講ずること。
- (3) 地域共生社会に資するまちづくりと公共交通の確立を一体的に推進するため、交通政策専任者の配置および育成などのための財源を措置すること。

## 9. 指定管理職場・委託職場の改善にむけて

- (1) 自治体の指定管理職場・委託職場においても、同一労働同一賃金の実現されるよう、ガイドラインの作成や助言等を行うこと。また、非正規職員の処遇改善に伴う財源措置を行うこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により休業・休館、また利用者が減少した職場

において収入減に起因する労働者の解雇・雇い止めや賃金削減等が行われることのないよう、引き続き労働者の雇用確保や賃金補償等、必要な財源を措置すること。

以 上